

JIS

動力付産業車両ー ブレーキ性能及び試験方法

JIS D 6023 : 2023

(JIVA/JSA)

令和 5 年 11 月 25 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	松 橋 隆 治	東京大学
(委員)	安 部 泉	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	江 坂 行 弘	一般社団法人日本自動車工業会
	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
	奥 野 麻衣子	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
	木 村 一 弘	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	倉 片 憲 治	早稲田大学
	越 川 哲 哉	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	是 永 敦	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	椎 名 武 夫	千葉大学
	寺 家 克 昌	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	清 家 剛	東京大学
	高 辻 利 之	株式会社 AIST Solutions
	千 葉 光 一	関西学院大学
	渡 田 滋 彦	一般社団法人日本船舶電装協会
	中 川 梓	一般財団法人日本規格協会
	久 田 真	東北大学
	廣 瀬 道 雄	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	星 川 安 之	公益財団法人共用品推進機構
	細 谷 恵	主婦連合会
	棟 近 雅 彦	早稲田大学
	村 垣 善 浩	神戸大学
	山 内 正 剛	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
	山 田 陽 滋	豊田工業高等専門学校

主 務 大 臣：厚生労働大臣， 経済産業大臣 制定：昭和 60.11.1 改正：令和 5.11.25

官 報 掲 載 日：令和 5.11.27

原 案 作 成 者：一般社団法人日本産業車両協会

(〒107-0051 東京都港区元赤坂 1-5-26 東部ビル TEL 03-3403-5556)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 松橋 隆治)

この規格についての意見又は質問は，上記原案作成者，厚生労働省労働基準局 安全衛生部安全課 [〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 TEL 03-5253-1111 (代表)] 又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお，日本産業規格は，産業標準化法の規定によって，少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され，速やかに，確認，改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 要求事項	3
4.1 ブレーキ装置の要求事項	3
4.2 作動手段	3
4.3 常用ブレーキ装置	4
4.4 パーキングブレーキ装置	4
4.5 ブレーキ操作力	4
4.6 ブレーキの部材強度	4
4.7 蓄積エネルギー装置	5
5 試験条件	6
5.1 一般	6
5.2 停止距離による制動力試験	6
5.3 けん引に対する制動力試験	7
6 性能試験	7
6.1 一般	7
6.2 パーキングブレーキの試験	7
6.3 常用ブレーキの試験	8
6.4 蓄積エネルギー警告装置の試験	9
6.5 フェード試験	9
附属書 JA (参考) 停止距離及びけん引力の計算式	11
参考文献	14
附属書 JB (参考) JIS と対応国際規格との対比表	15
解 説	17

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本産業車両協会（JIVA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、厚生労働大臣及び経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS D 6023:2012** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。厚生労働大臣、経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

動力付産業車両—ブレーキ性能及び試験方法

Powered industrial trucks—Brake performance and brake tests

序文

この規格は、2020年に第3版として発行されたISO 6292を基とし、適用範囲を限定し、技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。

なお、この規格で附属書JAは、対応国際規格にはない事項である。また、点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。技術的差異の一覧表にその説明を付けて、附属書JBに示す。

1 適用範囲

この規格は、JIS D 6201で定義する全ての許容荷重のフォークリフトトラック（以下、フォークリフトという。）及びバリアブルリーチトラックに装備するブレーキ装置の性能、試験方法、操作力及び部材強度について規定する。

この規格では、電力及びその他の方式によるパワーアシストの損失は考慮しない。また、この規格では、緊急時（例えば、緊急スイッチの作動時、ブレーキ制御装置のシャットダウン時）に使用するブレーキ装置は扱わない。

この規格は、新たに製造する車両に対してだけ適用する。

注記 1 フォークリフトの制動力については、この規格の規定のほかに労働安全衛生法第42条の規定に基づくフォークリフト構造規格（昭和47年労働省告示第89号）があり、車種・用途などに応じてその規定を満足することとなっている。

注記 2 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 6292:2020, Powered industrial trucks and tractors—Brake performance and component strength (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、ISO/IEC Guide 21-1に基づき、“修正している”ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS D 0106 自動車—ブレーキ用語—種類、力学及び現象

JIS D 6201 自走式産業車両—用語